

市町村長 様

岩手県農林水産部長



産地直売施設等において販売される野生山菜類の安全性の確保について

本県では、産地として、消費者に安全な県産農林水産物を提供していく観点から、県産農林水産物の放射性物質に係る定期的なモニタリング検査を実施しており、山菜類にあっては、農家等が販売することを目的として生産されたもの（わらび、うるい、たらのめ、しどけ）についても検査の対象としています。

4月から、食品衛生法に係る放射性物質の新しい基準値が施行されていますが、国内では、一部地域において、「ふきのとう」や「たけのこ」などの山菜から基準値を超過する放射性物質が検出され、出荷や採取の自粛が要請されています。

本県においても、本格的な山菜のシーズンを迎えることから、山林等で採取された野生の山菜類を産直施設等で販売するに当たっては、事業者として安全性を確認したものを消費者に提供していく観点から、自主的に放射性物質の検査を行うなどの協力をお願いしていますので、お知らせします。

なお、県では、産直施設等が実施した自主的な放射性物質の測定において、放射性物質が一定以上検出された場合にあっては、「市町村が実施する食品中の放射性物質の測定に関する県の対応について（平成24年3月28日付総防第1186号）」に準じて、精密検査などの対応を行うこととしていますので、併せて、お知らせします。

記

野生山菜類、きのこ類の放射性物質検査の取扱いについては別紙のとおり。

担当：岩手県農林水産部  
流通課（藤代、勝部）  
電話：019-629-5733  
林業振興課（漆原）  
電話：019-629-5770

流 第 3 6 号

林 振 第 6 7 号

平成 24 年 4 月 16 日

産地直売所の事業責任者 様

岩手県農林水産部長



### 野生山菜類の安全性の確保について

本県では、産地として、消費者に安全な県産農林水産物を提供していく観点から、県産農林水産物の放射性物質に係る定期的なモニタリング検査を実施しており、山菜類にあつては、農家等が販売することを目的として生産されたもの（わらび、うるい、たらのめ、しどけ）についても検査の対象としています。

4月から、食品衛生法に係る放射性物質の新しい基準値が施行されていますが、国内では、一部地域において、「ふきのとう」や「たけのこ」などの山菜から基準値を超過する放射性物質が検出され、出荷や採取の自粛が要請されています。

本県においても、本格的な山菜のシーズンを迎えることから、山林等で採取された野生の山菜類を産直施設等で販売するに当たっては、事業者として安全性を確認したものを消費者に提供していく観点から、自主的に放射性物質の検査を行うなどのご協力をお願いします。

なお、県では、自主的な放射性物質濃度の測定において、放射性物質が一定以上検出された場合にあつては、精密検査などの対応を行うこととしています。

記

野生山菜類、きのこ類の放射性物質検査の取扱いについては別紙のとおり。

担当：岩手県農林水産部

流通課（藤代、勝部）

電話：019-629-5733

林業振興課（漆原）

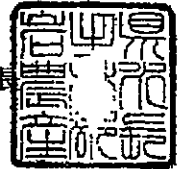
電話：019-629-5770

流 第 3 6 号  
林 振 第 6 7 号  
平成 24 年 4 月 16 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長  
農業協同組合の長  
地方卸売市場の長

様

岩手県農林水産部長



### 野生山菜類の安全性の確保について

本県では、産地として、消費者に安全な県産農林水産物を提供していく観点から、県産農林水産物の放射性物質に係る定期的なモニタリング検査を実施しており、山菜類にあつては、農家等が販売することを目的として生産されたもの（わらび、うるい、たらのめ、しどけ）についても検査の対象としています。

4月から、食品衛生法に係る放射性物質の新しい基準値が施行されていますが、国内では、一部地域において、「ふきのとう」や「たけのこ」などの山菜から基準値を超過する放射性物質が検出され、出荷や採取の自粛が要請されています。

本県においても、本格的な山菜のシーズンを迎えることから、山林等で採取された野生の山菜類を産直施設等で販売するに当たっては、事業者として安全性を確認したものを消費者に提供していく観点から、自主的に放射性物質の検査を行うなどのご協力をお願いします。

なお、県では、自主的な放射性物質濃度の測定において、放射性物質が一定以上検出された場合にあつては、精密検査などの対応を行うこととしていますので、申し添えます。

記

野生山菜類、きのこ類の放射性物質検査の取扱いについては別紙のとおり。

担当：岩手県農林水産部  
流通課（藤代、勝部）  
電話：019-629-5733  
林業振興課（漆原）  
電話：019-629-5770



(別紙)

## 野生山菜類、きのこ類の放射性物質検査の取扱いについて

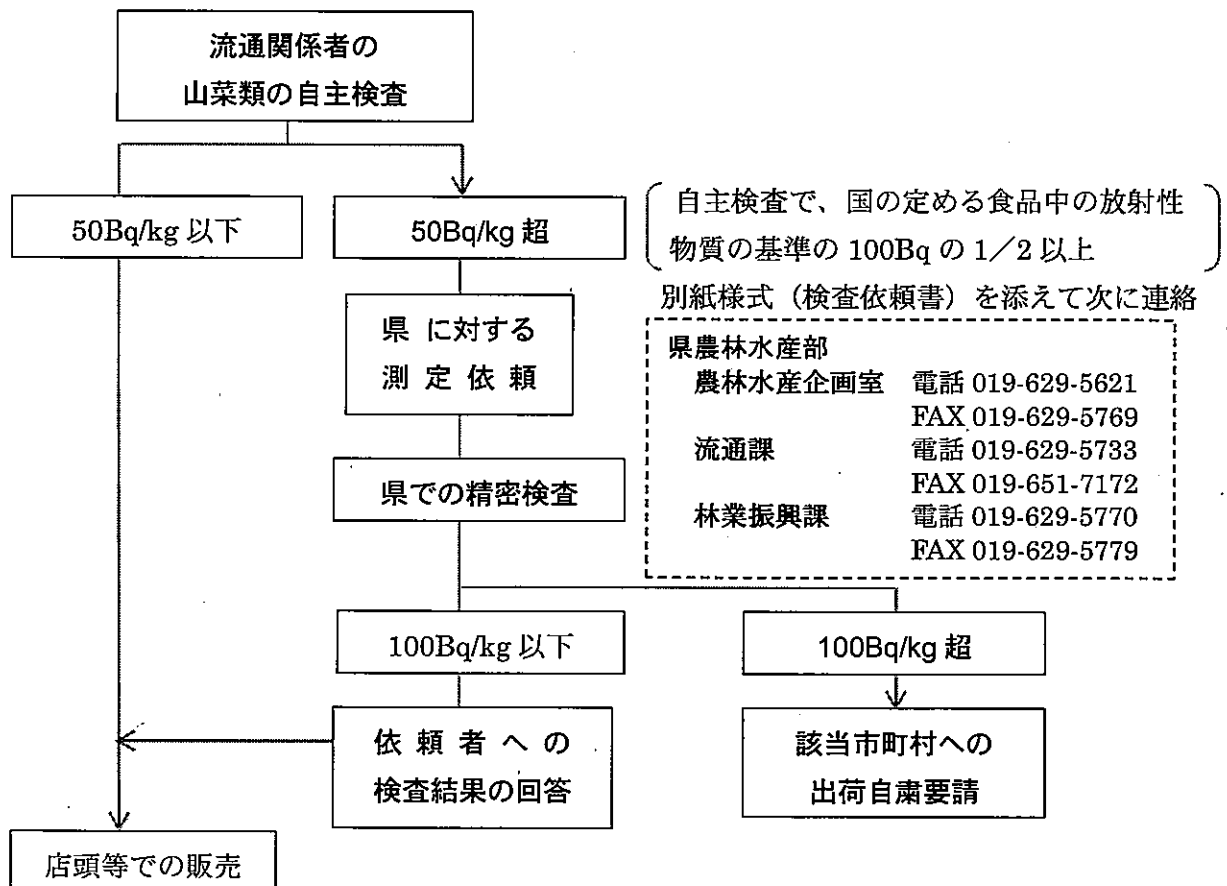
岩手県農林水産部

### 1 基本的な考え方

- (1) 県では、産地として消費者に安全な農林水産物を提供していく観点から、県産農林水産物の放射性物質に係る定期的な検査を実施している。
- (2) また、市町村が行う簡易検査で一定以上検出された場合にあっては、県が精密検査に応じ、検査結果に基づく所要の措置を講じる仕組みを整えている。
- (3) 野生の山菜類、きのこ類（以下「山菜類」という。）については、山林等で採取が行われ、産直施設や青果卸売市場等へ相当数販売されている。
- (4) このような山菜類の流通実態に鑑み、県産農林水産物に対する消費者や市場の信頼を確保し、風評被害の発生を防止していく観点から、山菜類について、流通関係者（生産者団体、産地直売所、青果卸売市場）による安全性確保のための自主的な放射性物質の検査について、協力をお願いするもの。
- (5) なお、自主的な放射性物質の検査により、一定以上検出された場合にあっては、県が精密検査に応じ、検査結果に基づく所要の措置を行うもの。

### 2 放射性物質検査の流れ

放射性物質検査結果による取扱いは次のとおり。



### 3 出荷自粛の要請及び解除方法

#### (1) 要請方法

該当する市町村を対象に、該当する山菜類が流通しないよう、出荷及び採取の自粛を要請。

#### (2) 解除方法

出荷自粛を要請した市町村を単位に、直近1か月以内に3か所以上を検査し、すべてが基準値以下となった場合に要請を解除

(参考：「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」原子力災害対策本部、H24.3.12)

### 4 測定方法等

流通関係者からの依頼により、県が測定を行う場合の基本的な対応は次のとおりとする。

#### (1) 測定対象

ア 原則として、測定依頼のあった流通関係者（以下「依頼者」という。）が測定した検体と同一のものとする。

イ 県に対し、アによる検体の提供が困難な場合又は担当部署が必要と認める場合は、依頼者の協力を得て、測定対象の山菜と同一の品目（以下「品目」という。）を検体（以下「代替検体」という。）とする。

#### (2) 測定方法等

ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

#### (3) 測定結果に基づく措置

ア 県が行った測定結果をもって、測定対象品目に係る測定結果とする。

イ 県は、依頼者に対し測定結果を通知するとともに、県のホームページ等で公表する。

ウ 県は、測定結果が国の定める基準を超過した場合、該当する市町村に対して、出荷及び採取の自粛を要請する。

エ 県は、本県以外で採取された測定対象品目が、本県が行った測定結果において国の定める基準を超過した場合、該当する都道府県に対し、測定結果を連絡する。

オ 同一市町村の同一品目については、出荷及び採取の自粛要請を行って以降、解除に向けた精密検査以外を行わない。

### 5 依頼者への要請事項

#### (1) 検体及び情報の提供

ア 県が測定するために必要な検体について、県に対し無償提供すること。

イ 測定対象とした品目の採取地域及び採取者等の情報について、県に提供すること。

#### (2) 県への協力

ア 代替検体を採取する場合、採取場所の選定、採取の立会等を県に依頼すること。

イ 代替検体採取に係る流通関係者との調整等を行うこと。

(3) 測定結果の公表

依頼者は、県が測定した値をもって、測定対象品目に係る測定結果として公表するものとする。

(4) その他

品目中の放射性物質に係る測定結果の信頼性を確保する観点から、流通関係者において当該測定を行うに際しては、厚生労働省が定める、食品中の放射性セシウムスクリーニング法(※)に基づき、適正な測定環境の維持や測定方法等の遵守に努めること。

参考：「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」(平成 24 年 3 月 1 日  
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 事務連絡)

(様式例)

平成 年 月 日

岩手県知事 あて

(依頼者)

### 山菜類の放射性物質濃度の検査依頼書

※ 太枠内を記入 (検査を要請する検体ごとに作成すること)

要請年月日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
住 所	
産直施設名	
担 当 者	(連絡先) - -

測定年月日	平成 年 月 日 ( ) 時 分						
測定場所	(市町村) (施設名称)						
測定機器	(測定時間) 分						
検査対象食品	山菜名称 (フキノトウ、たらのめ、などの呼称)						
採取地等	(市町村・地区名等)						
測定結果	<table border="1"><thead><tr><th>セシウム134</th><th>セシウム137</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	セシウム134	セシウム137	合計			
セシウム134	セシウム137	合計					
検査対象食品 の 状 況	測定前の水洗い <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 不明						
	可食部以外の混入 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 不明						
	土等の混入 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 不明						
検体提供	<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 困難						
特記事項							

(以下は県において記載)

受付年月日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
担当部署等	【担当: (内) 】
措 置	※ 受付番号、情報共有状況等を記載